

米沢ブランド戦略会議設置要綱（平成 29 年 9 月 26 日制定米沢市告示 210 号）

（設置）

第 1 条 本市の地域イメージの向上を図るとともに、産品、サービス等に付加価値を持たせ、もって本市のブランド力を高めるため、米沢ブランド戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 戦略会議は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 本市の地域イメージの向上に関する事。
- (2) 本市の産品、サービス等の付加価値の創出に関する事。
- (3) その他米沢ブランド戦略の推進に関し市長が必要と認める事。

（組織）

第 3 条 戦略会議は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商業、工業、観光業、農業等に関し知見を有する者
- (2) 本市に居住、通勤又は通学している者
- (3) その他市長が適当と認めた者

（委員の任期）

第 4 条 戦略会議の委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 5 条 戦略会議に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 戦略会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 戦略会議の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 戦略会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第7条 戦略会議は、必要があると認めるときは、関係者若しくは知識経験を有する者に会議への出席を求め、又はこれらの者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、戦略会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。